

国不建推第66号
国不建振第107号
国官参建第49号
令和6年12月13日

公共発注者の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長
建設振興課長
大臣官房参事官(建設人材・資材)
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

引き続き労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要です。

また、発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることは、それぞれの責任と役割の分担が明確化されるとともに、適正な施工の確保にも資することとなり、発注者の利益につながるることとなります。

については、貴職におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と元請負人の関係においても、積算に用いる原材料費等について、月毎など適時に改定を行うことなどにより市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、本年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）において、契約締結後に資材費等が変動した場合における請負代金の変更に係る契約条項を適切に設定するとともにその運用の基準等をあらかじめ策定すること、そして、それらに基づき適切に請負代金の変更を行うことが発注者等の責務に追加されました。さらに、同じく本年6月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）において、公共工事の発注者は、当該公共工事の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者が請負契約の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされました。これらも踏まえ、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、公共工事標準請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（いわゆるスライド条項）及び第22条（受注者の請求による工期の延長）を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に

対応していただきますようお願いいたします。

その他、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

各都道府県におかれては、建設工事の契約の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村、地方公社等に対して、この趣旨及び内容の周知と適正な工期の確保、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、適正な契約の締結及びその履行の徹底に御協力をお願いします。

加えて、設計や施工管理等発注者を支援する立場の事業者に対しても、取引事業者の一員としてこの趣旨及び内容を十分理解いただき、適切な取組みを徹底していただくよう周知方よろしくお願いいたします。